

会社設立に係る行政手続の英語対応 (法務省関係)

<初認定>

東京圏：令和6年12月19日

北海道：令和6年12月19日

関西圏：令和6年12月19日

仙北市：令和7年9月16日

福岡市・北九州市

：令和6年12月19日

● (令和6年11月25日 国家戦略特別区域における会社の設立登記手続の英語対応について (通知))

規制改革の概要

措置前

会社設立登記手続

登記事項の公示は、日本における取引の安全に資するなどの目的から、日本語で公示されることが前提となっており、会社設立の登記の申請書やその添付書面※は、日本語での作成が必要。
※本国官憲等が発行するものを除く。

定款認証手続

定款に記載を要する事項（会社の事業目的、本店所在地等）は、その多くが登記すべき事項のため、登記事項と同様に、定款認証の対象となる定款についても、日本語での作成が前提。

措置後

特区自治体と連携して、簡易な形態の会社を対象として英語による入力・選択で会社設立の登記の申請書や定款等の添付書面を作成できるツールを活用することにより、英語を用いる申請人（申請予定者）への支援を行う。

効果

海外企業の新規参入を促進！

規制改革の内容

① 申請書等作成支援ツールの提供

法務省が申請書等作成支援ツール※を特区自治体へ提供し、英語を用いる申請人は特区自治体HP等からツールを入手
※英語で入力・選択後に日本語に自動的に変換されるツール



② ツールによる申請書等の作成



③ 定款認証

- 定款等を公証役場※に提出
- 公証役場における公証人による面前審査

※国家戦略特別区域法第12条の2の特例措置を活用する自治体においては、区域計画で定められた場所（開業ワンストップセンター）において定款の認証が可能



④ 登記申請書等の提出

